

第1回都区財政調整協議会 協議内容

日 時：平成29年12月4日（月） 18:30～19:15

会 場：区政会館19階192会議室

出席者

都 側：野間行政部長

区 側：鈴木目黒区副区長（会長）、田中港区副区長（副会長）、石川足立区副区長（副会長）、瀧文京区副区長、川野大田区副区長、大井江東区副区長、志賀特別区長会事務局長、入澤特別区長会事務局次長（司会）

1 開会

（司会）

ただ今から、平成29年度第1回都区財政調整協議会を開会いたします。

議題に入ります前に、財調協議会には、要綱で定める者のほか、協議会が指名する者が出席できることとされておりますが、区側から特別区長会事務局長を出席させたい旨の申し出がございましたが、よろしいでしょうか。

（都側委員）

はい。

（司会）

了承をいただきましたので、区側委員として特別区長会事務局長に出席いただくことといたします。

次に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局矢田部総務部長、財務局松川主計部長、区側委員のうち、千代田区山口副区長、練馬区黒田副区長が欠席でございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、都区財政調整都側提案事項について、都側委員から説明をお願いいたします。

2 都側提案事項説明

（都側委員）

都側の提案事項を説明いたします。

まず、今年の財調協議に臨む都の基本姿勢について、お話ししたいと思います。

言わずもがな、東京は首都でございます、日本の成長エンジンでございます。世界の中でも輝き続ける持続可能な都市をつくり上げていく必要があるということについては、

都区双方とも共通の認識だと思えます。

しかし、都と特別区を取り巻く環境を見ますと、地方分権の観点からは容認することのできない法人住民税の国税化が行われることに加え、国は平成 30 年度税制改正においても、地方消費税の帰属を決定する清算基準について、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、「人口」の比率を引き上げるなど、制度本来の趣旨から逸脱するような検討を進めております。

こうした動きは、さらに加速するのではないかという危惧を私は持っております。この動きの背景には、前々から言われている「東京一人勝ち」という国や他の自治体からの厳しい目があることを都区双方は改めて強く認識する必要があると思っております。多摩の市長さん方も全国に行くと「東京何言っているんだ」ということを言われると、おっしゃってございました。都区制度の根幹をなす都区財政調整についても、適切に運営していくために、国から何か言われるのではなく、都区で自律的に算定を見直していく必要があると思っております。

そのためには、既算定内容も含めて厳しく見直しを行い、一層の合理化を図っていかねばいけないと考えております。

都税収入につきましても、現時点で平成 29 年度最終見込みや平成 30 年度の見込みは示されておりませんが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による企業業績への影響も考えられることから、先行きについては決して楽観視してはいけないと考えております。

東京都といたしましては、こうした基本姿勢に則って、平成 30 年度財調協議に当たって必要な提案を行っておるところでございます。

今後、区側提案と合わせまして、精力的に協議してまいりますので、区側の皆さまの御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、最初に、現時点での見込みではございますが、今年度及び平成 30 年度の財源見通し等について申し上げたいと思えます。資料は用意してございませんので、口頭のみでの説明となります。

まず、今年度の調整税についてでございます。今年度も昨年度と同様、調整税の徴収実績に関する情報を提供いたしました。

すでに御案内のことと存じますが、9 月末までの実績で見ますと、市町村民税法人分の徴収実績につきましては、前年同月比で約 254 億円の減、固定資産税につきましては、約 129 億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の当初算定における算定残として、約 110 億円を留保しているところでございますが、最終的にこれがどのようになるか、今後、税収見込みが明らかになった時点で、対応を協議してまいりたいと考えてございます。

続きまして、平成 30 年度の調整税の見通しでございますが、これまで申し上げましたとおり、正確な見通しについては、お示しできる状況にはございませんので、概括的な見通しとなります。

固定資産税につきましては、3 年に一度の評価替えの年にあたります。近年の地価上昇傾向を受け、土地に係る評価増が見込まれてございます。

市町村民税法人分につきましては、企業業績の動向に大きく左右されるものでございますので、海外経済の不確実性等に留意する必要があると思っておりますし、先行きは不透明だと考えております。

いずれにしましても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいりたいと考えてございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明を申し上げます。

標題が「平成 30 年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」となっております資料を御覧いただきたいと思っております。

今回、東京都から提案する事項は、全部で 13 項目あります。

私からは、算定内容の見直しについて主なものを説明申し上げます。

資料 2 枚目を御覧いただきたいと思っております。

まず、【議会総務費】の欄、「議会運営費の見直し」でございます。

地方自治法上、議員定数の法定上限が撤廃されていることや、各区の算定上の議員定数と実態にかい離があることから、各区の議員定数条例上の定数により議会運営費を算定する方法を見直すことを提案するものでございます。

次に、【経済労働費】の欄、「勤労福祉会館管理運営費の見直し」でございます。

昨年度の協議でも御提案申し上げましたが、勤労福祉会館について、その目的及び機能において商工振興センターとの重複が見られ、重複算定となっていると考えられるため、勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止を提案するものでございます。

3 つ目は、【土木費】の欄、一番上の項目、「公園費の見直し」でございます。

新規公園の取得等面積について、実態調査結果に基づき各区の状況を踏まえた上、見直しを提案するものでございます。

東京都提案事項の説明については、以上でございます。

3 区側提案事項説明

(司会)

続きまして、区側提案事項について、区側委員から説明をお願いいたします。

(区側委員)

私から区側提案事項につきまして、説明させていただきます。

提案本文の説明に入る前に、協議に臨むにあたりまして区側の考え方を総括的に述べさせていただきます。

昨年度の平成 29 年度財調協議は、都から示されました財源見通しにおきまして、市町村民税法人分が大幅に減額となり、普通交付金総額が減となったことから、区側としても提案の見直しを行わなければならない厳しいものとなりました。しかしながら、都区で協議を重ねた中で、双方の歩み寄りもありまして、一定の取りまとめを行うことができました。その結果、多額の財源対策を行ってきた状況を打開できたことは、評価をさせていただきます。

一方で、現行制度上の諸課題であります特別交付金や減収補填対策、都市計画交付金の見直しにつきましては、議論がかみ合わず、課題解決に向けて実質的な議論を行うことができませんでした。

今回の平成 30 年度財調協議におきましては、特別区の実態に即した財政需要を的確に算定することはもとより、一向に進展していない現行制度上の諸課題の解決に向けて、是非、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があると考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

とりわけ、都市計画交付金につきましては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の実績に見合った交付金総額の拡大を図るなど、抜本的な見直しを図る必要があると考えております。国においても過去に「東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題である」という見解を示しております。区側としては早急に課題解決を図るため、財調協議の場を含め議論を深めていく必要があると考えており、是非、前向きな対応をお願いしたいと思います。

以上を前提として、提案事項の本文につきまして説明いたします。お配りしていただきます「平成 30 年度都区財政調整区側提案事項」をお手元に御用意いただければと思います。

まず、特別区の財政を取り巻く状況について、述べさせていただきます。

特別区においては、少子高齢化対策、首都直下地震への備え、インフラの老朽化対策など、膨大な行政需要を抱えているところでございます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、東京都と連携しながら開催都市としての万全な体制づくりに取り組む必要があると考えております。

平成 30 年度財調協議にあたりましては、現下の社会経済状況の中におきまして、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味して、取りまとめたものであります。

従いまして、都におきましては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点

から、特別区による調整結果を最大限尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いします。

それでは具体的な内容ですが、第1に「都区間の財源配分に関する事項について」です。

来年度の税制改正の全体像は明らかにされておりませんが、大規模な改正が実施される場合や、特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担におきまして変更があった場合には、その影響額を踏まえて、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものであります。

第2に「特別区相互間の財政調整について」です。

特別区間の財源配分につきましては、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求めるものであります。

当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理をして、提案をしております。

中でも、保育所等の利用者負担や清掃費の見直しなどにつきましては、主体的に調整を図った区側提案を基本に、提案した内容で取りまとめられますよう、是非お願いします。

第3に「都区財政調整上の諸課題について」でございます。

先ほども触れました特別交付金、減収補填対策、都市計画交付金につきまして、課題の解決に向けて、早急な見直しを求めるものでございます。

今回の協議に向けて、区側では平成29年度財調協議を踏まえ、特別交付金については算定の透明化に向けたメニュー化を検討し、減収補填対策については財政的なシミュレーションを行っております。その結果を踏まえて、見直しの内容や必要性を具体的にお示ししたいと考えておりますので、是非、受け止めていただきますようお願いいたします。

その他の費目ごとの提案内容については、2枚目以降に説明資料を付けておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、関係資料の6ページに掲げた事業は、継続検討課題として整理したものでありまして、今後の状況の変化に応じ、提案を行う項目について整理したものです。このうち、「国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直し」につきましては、現在区側で検討中の事業でありまして、整理ができた段階で、追加で提案したいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

言うまでもありませんが、課題を解決していくためには、お互いの立場を尊重しながら、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。真摯に御対応いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

最後に、昨年度行いました、平成29年度財調協議についての協議内容が、財調協議会の場での合意なしに、東京都のホームページにおきまして公開されております。協議内容を広く明らかにすることは、区側としては進めるべきとの立場をとっておりますが、協議に

おける区側の合意なしに、一方的に協議内容を公開することは遺憾であります。今後の協議につきましては、公開を継続していくのであれば、協議の上で公開のルールも含め決定をすべきと考えます。

私からは、以上です。

4 協議

(司会)

それでは、ただ今の都区双方の説明を踏まえて、協議に入らせていただきます。

御意見がございましたら、お願いいたします。

○特別交付金

(区側委員)

私からは、特別交付金について、2点発言をさせていただきます。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてでございます。

区側としては、「各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべき」と考えております。

平成29年度財調協議において、普通交付金の財源不足により基準財政需要額を圧縮するための区側提案の見直しを行うことから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考えております。

2点目は、「算定の透明性・公平性を高めること」についてでございます。

同様に、昨年度協議において、区側から、算定ルールの改善を都区で検討する事務協議の場の設置を提案いたしましたが、都側からは「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示されました。

算定の透明性・公平性を高めることについては、都知事の「都政の透明化」の方針とも合致しており、特別区においても、税の用途に関する区民への説明責任などの透明化が求められていることから、都区共通の課題であると考えております。

今回、区側で実施した各区へのアンケート調査の結果においても、特別交付金について、「不透明である」と感じている算定が多々存在することを確認いたしました。

そこで、地方交付税やこれまでの算定実績等を踏まえて、具体的な算定メニューを積み重ねていくことを提案いたします。

都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能

となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えております。是非、前向きに御検討いただきたいと思っております。

(都側委員)

特別交付金の割合について、平成 19 年の都区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を 2 % から 5 % に改正したものでございます。

各区におかれましては、色々な行政課題があると思っております。それと、各区独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできましたが、近年の特別交付金の申請状況を見ましても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の 5 % を大きく超える規模で申請されております。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の 5 % が必要であると考えています。

また、特別交付金の算定ルールについてですが、現行の算定ルールは都区合意に基づき策定されており、その内容についても現在のところ大きな問題はないと考えております。このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考えております。

(司会)

他に、御意見ございますでしょうか。

○ 減収補填対策、過誤納還付金

(区側委員)

私からは、調整税の減収補填対策と過誤納還付金の取扱いにつきまして、発言いたしたいと思っております。

まず、年度途中の調整税の減収補填対策についてです。区側としましては、調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題であると考えております。

平成 29 年度財調協議では、区側から、具体的な対応策の構築に向けて早急に検討を進めていくため、事務協議の場の設置を求めたのに対して、都側は、区側で具体的な検証があって、見直しの必要性を提起していくことが、まずは必要であるとの見解でございました。

そこで今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定したシミュレーションを行い、リーマンショック級の経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうることを明らかにしております。その結果か

らも、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、見直しを行う必要があると考えておりますので、是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。

次に、調整税に係る過誤納還付金の取扱いについてでございます。平成 29 年度財調協議では、これまでと同様に、「都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべき」とする都側の主張に対しまして、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げました。

このような協議を続けている一方で、都は、平成 17 年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っております。例年申し上げておりますが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたいと思います。

以上でございます。

(都側委員)

まず、年度途中の調整税の減収対策についてですが、今さら申し上げるまでもございませんが、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5 条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものでございます。

次に、過誤納還付金の取扱いについてですが、平成 22 年度以降、毎年 200 億円余り、200 億円と言いますと都市計画交付金と同じ額でございます。更に言うと私どもの中で一番大きい予算であります市町村総合交付金が 500 億円であり、その 5 分の 2 にあたるもので、相当に大きな額であります。平成 21 年度に至っては 800 億円近い額となっております。

都財政は裕福だといわれておりますが、200 億円というのは相当な額であり、看過できません。引き続き国への提案要求を行くという考えに変わりはありません。

過誤納還付金については、東京都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、国へ法改正の提案要求をしているものでございます。

是非とも区側の皆さまに理解をいただきまして、都区で議論が重ねられるよう、対応をしていただけたらと考えてございます。

(司会)

他に、御意見ございますでしょうか。

○ 都市計画交付金

(区側委員)

私からは、「都市計画交付金の拡充」について発言させていただきます。

区側としては、従前から申し上げているとおり、「都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的見直しを行うべき」と考えております。

しかしながら、毎年度の財調協議では実質的な議論なしに協議は終了しております。

都区双方で都市計画事業を実施している実態や、都市計画交付金の一般財源分が、財調の普通交付金の財源を圧迫している現状を鑑みれば、財調協議の場において都区でその運用について協議すべきことは言うまでもございません。

平成 29 年度財調協議や、本年 8 月の都への予算要望等でも申し上げておりますが、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを改めて提案いたします。

一方で、都市計画事業の都区の実実施実態につきましては、現状、正確な検証がなされておられません。

「都政の透明化」を図る意味からも、都市計画税の充当事業の詳細や、都が行う都市計画事業の実施状況等、必要な情報について提示していただくよう、併せてお願いいたします。

私からは、以上でございます。

(都側委員)

都市計画交付金についてですが、色んな事情等を伺いながら運用しているものでございまして、自分が課長の時に区施行連立、都市計画公園事業の面積要件の緩和などを行いましたが、これを実施するに当たっても、色んな調整を行いながら、各区のご事情を伺いながら、見直したものでございまして、決して非民主的に行っているものではございません。

29 年度予算についても、先ほど 200 億円という同じような数字が出ていましたが、5 億円増の 200 億円を計上しているものでございます。

今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進したいという考えに変わりはありませんので、ご事情や課題などを、今までも直接お伺いしておりますが、今後も直接お伺いしながら、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

(司会)

他に、御意見ございますでしょうか。

○ 児童相談所関連経費

(区側委員)

私からは、特別区が児童相談所を設置する際の関連経費について発言をさせていただき

ます。

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、平成 29 年 4 月以降、「政令で定める特別区は、政令の指定を受けて児童相談所を設置するものとする」とされました。

これを受けまして、設置を希望する 22 区において、児童相談所の開設及び都からの円滑な事務の移行をめざして、準備を進めているところです。

そこで今回、特別区が児童相談所を設置するにあたりまして、発生する経費の取扱いについて、都の見解をお伺いしたいと思います。

区側としましては、児童相談所の設置に関連する経費については、設置する当該区において発生する新たな需要であることから、当然に都区財調の基準財政需要額として算定するとともに、その規模に応じて都区間の配分割合を変更するものと考えております。

従前より、中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされております。東京都と特別区の場合、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」があり、特別区が児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障すべきものです。

さらに、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することで、法律上、その事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、東京都と区の役割分担の変更が生じることとなり、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すべきと考えています。

また、児童相談所等の設置にあたり、発生する施設整備費やシステム整備費などの準備経費については、当面の間、特別交付金により算定すべきと考えています。

児童相談所等の設置に伴う準備経費については、本来、普通交付金による算定を検討すべきところですが、各区の設置予定が同時期ではなく、その多くが臨時的に発生する経費です。そのため、現時点で特別区として標準的な財政需要を設定することが技術的に困難であることから、当面の間、特別交付金により算定すべきです。

あわせて、設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないように、算定区分を統一し、交付率についても 2/2 で統一すべきと考えています。

設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、東京都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな協議をお願いしたいと思います。

私からは、以上です。

(都側委員)

平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しておりますが、改正後においても都道府

県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられているところであるのは、御案内のところであると思います。

このため、従来行われてきた清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と、同様のものとは考えておりません。

続きまして、特別交付金における取扱いについてですが、特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対しまして、当該事情を考慮して交付すると定められております。

特別交付金は、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、お話の児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものと考えております。

(司会)

他に、御意見ございますでしょうか。

5 都側総括意見

(司会)

それでは、意見も出尽くされたようでございますので、それぞれの提案について、まず、都側から御意見がありましたら、お願いいたします。

(都側委員)

それでは、区側提案事項に関しまして、総括的な意見を申し上げたいと思います。

「都区間の財源配分」、「特別区相互間の財政調整」及び「都区財政調整上の諸課題」の3事項について、御説明いただきました。東京都の基本的な考え方を申し上げたいと思います。

まず、「都区間の財源配分」について、でございますけれども、来年度に大規模な税制改正が実施される場合や特別区における児童相談所の設置など都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの御提案でございますけれども、現時点では税制改正の動きは不透明であり、児童相談所の設置・運営に係る事務は児童福祉法に基づきまして東京都が実施していることから、具体的な議論をする段階にはないというものと考えております。

続きまして、「特別区相互間の財政調整」について、でございますけれども、「特別区間の財源配分は、区側の主体的かつ自律的な調整結果を基本に整理することを求める」という御発言でございました。

都としては、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところでございますが、先ほども御説明しましたとおり、平成30年度の都区財政調整も「東京一人勝ち」という国

や他の自治体から、厳しい目線が向けられている中での協議となりますので、自らお互いに厳しく律していかなければならないものだと考えております。

都としては、先行きの見通しが難しい状況にあっても、都区制度の根幹であります財調制度をこれまで以上に適切に運営していかなければならないと考えております。やはり国や他の自治体から厳しい御指摘を受けるような厳しい状況にありますので、こうした状況を乗り切るために、現行の算定内容も含めて、不要なものは不要、必要なものは必要と当たり前のことをやっていかなければいけない、合理化を図っていかなければいけないと考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していくことが必要だと考えております。

続きまして「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてでございますけど、先ほどの協議の中で発言させていただいたとおりと考えてございます。

また、財調協議に係る協議内容の公表につきましては、平成 29 年度財調協議から、都で確認した協議内容を都のホームページで公表することとしており、今年度も同様の方針でございます。

最後に、本年度の財調協議にあたりまして一言申し上げたいと思います。

提案説明でも申し上げまして、繰り返しとなりますが、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがございます。先ほど区長会の資料にもありましたけれども、東京都区だけではなく、全体が厳しい目で見られている状況にございます。ますます首都東京の財源が狙われている状況にございますので、こうした時こそ、都区双方で厳しく議論を尽くして、自律的に適正な算定に見直していくことが極めて重要と考えてございます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいり所存でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

6 区側総括意見

(司会)

次に、区側から御意見がございましたら、お願いいたします。

(区側委員)

私のほうから、区側の総括意見を述べさせていただきます。

先ほど、東京都のほうから、都と特別区を取り巻く環境について、国や全国の自治体の東京に対する目線は大変厳しいものがあるという認識が示されまして、困難な状況を乗り切るために、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行うという考え方に基づいて、提案

をいただいたところでございます。

一方で、先日公表されました「国の不合理な措置に対する東京都の主張」にもありますように、特別区を含めた首都東京は、大都市特有の膨大な財政需要を抱えているところでございまして、特別区としても、このような状況下にあっても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければならないと考えております。そのため区側としても、現行算定の見直しを行い、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

都側から、真摯に協議に取り組みたいとの御発言がございましたが、一方で特別交付金をはじめとする協議上の諸課題につきましては、例年と同様の御発言でございましたので、区側からの様々な新しい視点での提案を受け止めていただけておりません。極めて残念でございまして、区側といたしましては、これまでと同様、都区財調制度をより良く運用していくために、誠意をもって協議に臨んでまいりますので、今後の協議につきましては、区側の提案に対する都側の見解を十分示していただけるように、よろしくお願いをしたいと思います。

今回、区側から申し上げているのは、財調協議の会議録に当たるものを公開していく上で、協議の当事者間で合意の上で進めるべきという趣旨でございまして、公開につきましては是非、御理解いただきたいと思っております。

区側の総括意見は以上でございしますが、今後の協議日程につきましては提案したいと思います。

本日の協議内容を踏まえた個別事項の具体的な検討につきましては、都区財政調整協議会幹事会に下命をしまして、その結果を待って、再度協議したいと思います。いかがでございでしょうか。

私からは、以上でございまして。

(司会)

ありがとうございました。

ただ今、区側委員から幹事会への下命に係る御提案がありましたが、いかがでございでしょうか。

(都側委員)

異議ありません。

(司会)

それでは、御提案のとおり、財調協議会幹事会に検討を下命することといたします。

以上で、予定されました案件は終わりますが、せっかくの機会ですから、何か御発言ございましたら、御自由に御発言をお願いしたいと思います。

何かございますでしょうか。

それでは、以上で第一回都区財政調整協議会を終了いたします。

どうも、ありがとうございました。

以上

※上記は都側で記録したものである。